

第32回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

1. 日時 平成28年3月1日（火曜日）午前10時から正午まで
2. 場所 市役所本庁舎 P1階 会議室
3. 出席者 大阪市人権施策推進審議会委員
有澤 知子
大前 藍子
金沢 一博
（会長）川崎 裕子
代田 敬子
杉村 幸太郎
武田 勝
（会長代理）中井 伊都子
西田 芳正
宮本 雄一郎
村木 真紀
森 実
市民局理事 吉村 浩
市民局ダイバーシティ推進室長 平澤 宏子
市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長 藪中 昭二
市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長 柴田 昌美
市民局ダイバーシティ推進室共生社会づくり支援担当課長
柿木 敏也
人権啓発・相談センター所長 吉岡 和彦
人権啓発・相談センター副所長 濱崎 聡
市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理 辻井 善寛
4. 議題 (1) 「人権が尊重されるまち」指標（平成27年度版）（案）について
(2) 平成27年度 人権啓発の取組みについて
(3) 平成27年度 人権相談の取組みについて
(4) 平成27年度 多文化共生の取組みについて
(5) 「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」に係る状況報告

5. 議事

○辻井人権企画課長代理 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第32回大阪市人権施策推進審議会を開会します。

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私、本日、司会を担当します、市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理の辻井です。よろしくお願いします。

まず本日の審議会の取扱いをご説明させていただきます。本審議会につきましては、「大阪市人権施策推進審議会規則」及び「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、公開とします。また、本日の議事録、議事要旨につきましては、情報公開を進めるという観点から、後日、市民局ホームページに掲載する予定です。

それでは議事に入る前に、本日の資料等について案内します。お手元に第32回大阪市人権施策推進審議会の次第、委員名簿、配席図をお配りしています。議事資料につきましては、資料一覧をつけております。配付漏れ等ございましたら、その都度事務局にお声かけをお願いします。

本日ご出席いただいております委員の皆様につきましては、配席図の配付をもちましてご紹介とさせていただきます。なお、永井委員につきましては、ご欠席の連絡をいただいております。また、事務局につきましても、紹介は省略をさせていただきます。

それでは、大阪市からの出席者を代表しまして、市民局理事の吉村からご挨拶を申し上げます。

○吉村市民局理事 皆様、お早うございます。市民局理事の吉村でございます。本日は、委員皆様におかれましては、何かとご多用の中、本審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日ごろより皆様方には、人権施策の推進はもとより市政の各般にわたりましてご理解ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りし厚くお礼申し上げます。

この審議会でございますが、昨年7月に開催させていただきました、主に平成27年度の取組みにつきまして説明をさせていただきました。その際、皆様方から頂戴いたしました意見を踏まえまして、この間、取組みを鋭意進めてきているところでございます。本日、年度末を間近に控えまして、この間、実施してまいりました平成27年度取組み内容につきましてご報告申し上げたいと考えております。

一つには、大阪市の人権行政推進計画～人権ナビゲーション～の進展状況につきまして、市民の皆様によく知っていただくために、毎年度、「人権が尊重されるまち」指標というものを作成し公表いたしているところでございますが、本日は平成27年度版の指標につきまして、皆様方からご意見を頂戴したいと考えております。

次に、平成27年度の人権啓発、人権相談の取組み、そして多文化共生の取組みにつきましても、報告させていただきたいと考えております。

また、今年1月に制定いたしました、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」につきまして、ご報告させていただきます。この条例につきましては、今年の夏ごろに全面施行を予定いたしております。今後この条例の内容につきまして、市民の皆様のご理解が深められますよう、私ども積極的に広報周知に努めてまいります。また、今後とも市民一人ひとりが互いの個性を尊重し認め合う、人権尊重のまちの実現に向けまして、積極的に取組んでまいりますので、本日、皆様方には忌憚のないご意見を頂戴いたしますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願いたします。

○辻井人権企画課長代理 それではこれより議事に入っておりますが、以降の議事の進行につきましては、川崎会長にお任せしたいと存じます。川崎会長、よろしくお願いたします。

○川崎会長 会長の川崎です。よろしくお願いたします。それではお手元に第32回大阪市人権施策推進審議会次第がございますので、それに従いまして議事を進めてまいります。

議題(1)「人権が尊重されるまち」指標(平成27年度版)(案)につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

○辻井人権企画課長代理

人権企画課長代理辻井です。よろしくお願いたします。資料1-1「人権が尊重されるまち」指標(平成27年度版)(案)、資料1-2「人権が尊重されるまち」指標(平成27年度版)(案)における主な改訂内容、この2つの資料をもとに説明します。

主な改訂内容を説明します。

まず「I 基本理念」です。ページで言いますと2ページの下から6行目です。27年度版を作成するに際しての基本的な方針を記載しています。新たな人権課題としてLGBTを加えて、改訂しています。

続きまして3ページです。2行目※印という部分です。LGBTの説明文を今回入れています。

続きまして4ページ、「『人権が尊重されるまち』づくりと市民協働」の基本指標です。状況の推移で平成27年度の数値を掲載しています。

平成27年度に市民2,000人を対象に市民意識調査を行っています。現在、集計中です。数値が確定していない部分もあり、速報で確定している部分のみを掲載しています。

「人権に関心がある」と答えた市民の割合は、65.0%、「市民一人ひとりの人

権が尊重されているまちである」と思う市民の割合は、52.9%となっています。

続きまして「Ⅱ さまざまな人権課題への取組み」です。7ページ、「(1) 女性」ですが、4段落目12行目です。DVの相談件数、平成26年度の数値が確定しており時点修正しています。増加傾向にあります。

続きまして、10ページと11ページに表があります。各課題の基本指標とそれぞれ各所属で調査している指標、目標です。

「男女共同参画に関する施策・事業などの基本指標」も平成27年度市民意識調査の確定数値を掲載しています。61.9%となっています。前回調査が市政モニター調査であり、調査対象が違いますので、一概に比較評価することにはならないのですが、参考として掲載しています。

続きまして、「男女共同参画に関する状況」で、市の審議会などでの女性委員の占める割合は平成26年度31.9%になっています。

11ページです。「DVに関する施策・事業などの基本指標」で、DV相談が受けられ、安心して暮らせるまちであると思う市民の割合としまして市民意識調査、平成27年度、49.3%となっています。その下の表、DVに関する支援体制で、DVに関する相談件数は、平成26年度、2,967件となっています。

次に「(2) こども」12ページの7行目です。「平成27年3月には、それまでの次世代育成支援行動計画・・・」というところです、平成27年度から5年間の「こども・子育て支援計画」を策定したことの修正です。

13ページです。上から3行目、児童虐待に関しまして国民の通知義務が変更となっており「虐待の疑い」を「虐待を受けたと思われる児童」と修正しています。

同じく13ページ下から6行目です。「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」での、文部科学省の調査結果を追記しています。その下、いじめの件数を法務省の調査結果に時点修正しています。

次の14ページ2行目以降は、大阪市で基本方針を作成しましたので、その旨の記載をしています。

その下の表「こどもに関する施策・事業などの基本指標」が2つあります。「大阪市のこどもが個々の個性を發揮し、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせるまちである」と思う市民の割合は市民意識調査、平成27年度52.5%、前回は市民モニター調査ですが、平成26年度52.4%。その下、「子育て家庭が安心してこどもを産み育てられるまちである」と思う市民の割合は、市民意識調査、51.5%、前年度の市民モニター調査では43.4%でした。

15ページは、各所属で確認している数字です。それぞれ調べた経年変化の数字を掲載しています。

続きまして「(3) 高齢者」です。16ページ第4段落目の14行目です。認知症高齢者の数、それと法施行からの年数を時点修正しています。同じく下から6行目です。平成27年3月に「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しましたので、その旨を記載しています。

17ページ、18ページです。「高齢者に関する施策・事業などの基本指標」ですが、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合、市民意識調査、平成27年度59.0%、前回、市民モニター調査で57.3%。「生きがいを持って暮らせるまちである」と思う市民の割合としまして、平成27年度48.9%、前回市民モニター調査53.2%です。以降、シルバー人材センターの延べ人数から多機能トイレの整備駅数につきまして、直近の数字を掲載しています。

続きまして「(4) 障がいのある人」の人権課題です。20ページの一番下の行です。「『障害者自立支援法』の見直しに向けた検討が行われ、また、平成28年4月には」、次のページですけれども、「障害者差別解消法及び障害者雇用促進法の施行が予定されており、」という、法改正を記載しています。それに伴いまして、21ページの2行目、障がい者支援計画の中間見直し、及び第4期大阪市障がい福祉計画の策定について記載しています。

下から3行目ですが、民間施設についても「鉄道駅舎におけるエレベーターや転倒防止柵の設置に対して補助金を交付」との追記をしています。

22ページと23ページです。「障がいのある人に関する施策・事業などの基本指標」、現況数値として、「障がいのある人が就労の機会に恵まれ、自立した生活を営めるまちである」と思う市民の割合として、市民意識調査40.5%。「障がいのある人がさまざまな生活相談ができ、安心して生活を営めるまちである」と思う市民の割合として、44.3%です。以降、所属にて、確認した数字を記載しています。

次に「(5) 同和問題」です。24ページ下から4行目です。「インターネット上の書き込みなど」と表現を修正しています。

25ページの指標です。「同和地区であることを理由に住居や学校を選択する際に避けたり、同和地区出身者が結婚や就職などの際に不利な扱いを受けることのない、差別のないまち」であると思う市民の割合は、市民意識調査、平成27年度40.1%です。

「差別事象の認知と相談件数」については、平成26年度の実数値を掲載しています。26ページの就職差別、結婚差別、住宅を選ぶ際の忌避意識、この3つは、現在集計中でして、この数値がまだ確定しておりません、確定次第、改めてご報告をさせていただきます。この場におきましては、「集計中」という記載でご容赦いただきたいと思います。

次に「(6) 外国籍住民」です。27ページの2行目です。外国人住民の数値を時点修正しています。28ページです。「外国籍住民に関する施策・事業などの基本指標」で、市民意識調査、平成27年度51.7%、以降、それぞれ所属で調べた数値を時点修正しています。

「(7) 個人情報の保護」です。29ページの9行目を「戸籍全部事項証明書・・・」という表現に改めています。19行目です。「また、事業者に対して、・・・」です。ここも記載の表現修正をしています。最後の段落です、マイナンバー制度ですが、新たに導入されていますので、その旨の記載をしています。30ページです。基本指標について、市民意識調査、平成27年度の数値を掲載しています。

「(8) 犯罪被害者などへの支援」です。31ページの1行目は刑法犯認知件数の時点修正です。それと6行目です。二次的被害の原因の表現を改めています。

それと32ページの基本指標は、ここも市民意識調査、平成27年度の数値を掲載しています。

「(9) ホームレス」です。34ページの基本指標の修正で、市民意識調査、平成27年度の数値を掲載、それ以外のところを所属の調査数値を掲載しています。

「(10) LGBT」です。ここの部分は新規ということで記載しています。主に現在の状況、偏見や差別を少なからず受けていること、オリンピックを機会に取組みが進んできていること、大阪市では淀川区で「LGBT支援宣言」を行うとともに、各区におきましても、さまざまな取組みを進めていること。最近、民間企業でもいろいろな動きがあること、今後とも積極的に取り組んでいく、という記載をしています。

指標としては今回初めてですけれども、市民意識調査により、「LGBTなどの性的少数者の人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまちである」と思う市民の割合としまして、39.7%という数値を掲載しています。

次に、「Ⅲ 人権行政の担い手としての職員の育成と人権行政の推進」です。こちらは、38ページの「(1) 担い手づくり」の状況の推移、これは人事室の数値です。

また、「(2) 人権の視点からの行政運営の推進」の40ページは、実行プログラムの策定で、全48所属48件で進めています。以上でございます。

○川崎会長 ありがとうございます。ただいま事務局から、議題(1)「人権が尊重されるまち」指標(平成27年度版)(案)について説明がございました。ご意見ご質問等がありますでしょうか。

○森委員 幾つかあります。今、下線のほうを紹介いただく際に、修正なのか書き加えなのかという、ある程度はわかったのですが、修正前がどうだったのかよくわからないところがあって、それはもう無視してもいいような中身で、要するに今出してもらったもので検討すればいいことだという判断なのでしょうか。

○辻井人権企画課長代理 そうですね。まず数値の修正につきましては、時点修正ということですので、前回はそのときの数値、今回はこの数値ということでのご理解を賜りたいと思います。追記につきましては、入ってなかったところを追加させていただいております。

特に多いのは、今回、基本計画、支援計画等がかなりの所属で出されておりました、あるいは変更されておりました、その辺が多いということで、その部分につきましては、もうご覧いただくということで結構かと思います。

表現ですけれども、毎年毎年、見直しは当然させていただくところでより適切なものということを出させていただいておりますので、何かが変わったとか、個々こうであるからというところでの記載、修正は基本的にはない、含めておらないというところでございます。

○森委員 前にも発言したことがあるかもしれないですけれども、市政モニター調査と市民意識調査というのを並べて書いていただいているのですけれども、市政モニター制度については、サンプルが少ないからという理由で参考程度にしかないというふうにおっしゃったように記憶しているのですけれども、そういう認識でいいですか。

○藪中人権企画課長 市政モニター制度は、市政に関心のある方々が応募されていること、市民意識調査は無作為に抽出するという、また客体数も違うということなので、それぞれの調査の結果としては、重要な傾向は読み取れるのでしょうけれども、モニターと意識調査の結果を、並べて出てきた数字を比較するという意味でいいますと、調査対象が違いますので、参考という表現を使わせていただいているということです。

○森委員 次ですけれども、多文化共生という概念を大阪市としてはどう使っているのかというのを拝見すると、多文化共生というのは、外国人にかかわるところだけで用いられている感じがするのですけれども、多文化共生というのは大阪市においては、外国人との共生という意味だと解してよろしいですか。

○柴田多文化共生担当課長 はい。多文化共生を、多文化共生の施策として大阪市で言う場合には、外国籍住民に対する施策ですので、もちろん外国人の方と、それから、現在日本国籍であっても外国にルーツを持つ方を含めた方々に対する施策として、多文化共生という言い方をしております。

○森委員 確認ですけれども、そうしますと在日韓国・朝鮮人の方で日本国籍を持つておられる方についても、施策の対象であるということですね。

○柴田多文化共生担当課長 はい、そうです。

○森委員 もう一つですけれども、同じ多文化共生という概念は、最近では、今日つ

け加えになったLGBTの問題だとか、男女にかかわる問題だとか、障がい者とか、そういうふうな事柄について、例えば障がい者で言えば、ろうの方なんかは、一つ明瞭ですけど、ろう文化というのを提唱されていて、そういう人たちとの共生というのを多文化共生という概念で語られることのほうが多いと考えているのですけども、それと大阪市とは違うということですね。

○柴田多文化共生担当課長 そうですね。広い概念でいくと、さまざまな違いというものを、それを越えてと言いましょか、そういう多様性を尊重するものとして多文化共生という概念も一般に使われることもあるかと思いますが、大阪市の施策として多文化共生を使う場合は、先ほど申しました外国籍住民についての施策と位置づけております。

○森委員 最後ですけれども、28ページの上から4行目ですけれども、「プライバシーにかかわる個人情報が流出すると重大な人権侵害につながります。」という言い方がありますね。「プライバシーにかかわる個人情報が流出すると」ということは、プライバシーと個人情報は別だというふうに、大阪市としては認識しているということになるかと思いますが、この際ですね、プライバシーという概念と個人情報という概念を、大阪市としてはどんなふうに把握されているのかというのを伺いたい。

○川崎会長 何ページですか。

○森委員 29ページの上から4行目の終わりのところです。「プライバシーにかかわる個人情報が流出すると重大な人権侵害につながります。」という記述です。

○吉村理事 ここで個人情報と申しますのは、条例上、個人が特定される情報を一般的に指して使っております、ここでプライバシーというのは、戸籍の不正取得、個人情報の漏洩事故などというような事例もございますが、本当に個人の私的な内容にかかわる事項ということで、特に漏洩すると問題が大きい情報を、概念的にここではプライバシーという言葉で表現させていただいております。

○森委員 とりあえず質問としては以上です。

○川崎会長 はい、よろしいですか。では、引き続き議事を進めさせていただきます。

○村木委員 村木です。LGBTに関して、今までほかの行政で数値目標を上げられたことはないと思うのです。非常に先進的な取組みだと思うのです。専門家なので細かい指摘になりますが、幾つか。

2ページで、「LGBTにかかる基本指標を追加しました。」ですが、LGBTって何かこう最近ビジネス界でよく使われている言葉で、人権の問題として取り扱うのであれば、性的マイノリティにはLGBT以外の方もいらっしゃるんで、LGBTなどの性的マイノリティ、もしくは性的少数者とするほうがいいかと思います。

35ページ、36ページもですね。本文の3行目で、「LGBTなどの性的少数者(性

的指向、性同一障がい)」となっていますが、多分これ突っ込みが入ると思いまして、性的指向や性自認に関するマイノリティが性的少数者ですので、ここで性同一性障がいを使うのはちょっとおかしいかなと思っています。

その2行下で、「同性愛（ホモセクシュアル）」と書いてありますが、ちょっとホモセクシュアルは嫌に感じる当事者が多い言葉だと思いますので、LGBTにそろえるのであれば、ゲイ、レズビアンの方が妥当かなと思います。

その2つ下、からだの性と心の性が一致しない性同一性障がいになっていますが、性同一性障がいというのはこれ病名ですので、トランスジェンダーが妥当かなと思います。

なので3行目の「性的指向、性同一性障がい」は、性同一性障がいではなくて、性的指向、性自認に関するマイノリティと書くほうがよろしいかなと思います。

今度はLGBTではなくて男女共同参画の部分で、10ページなのですが、男女共同参画と言いながら、ほぼ女性に関する指標かなと思っています。男性に関する指標を、例えば公務員の育児休暇取得率とか、男性に関する指標もあつたほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○川崎会長 LGBTのところは、もうそれでよろしいでしょうか。

○平澤ダイバーシティ推進室長 LGBTにつきましては、委員のご指摘のとおり、文言を修正したいと思います。男性に関する指標でございますけれども、こういった指標があるか、今おっしゃいました育児休暇の取得率とかそういったものもあろうかと思っていますので、所管課と相談いたしまして、適当な指標も検討してみたいと思います。

○川崎会長 ほかに委員の方、ご質問ございませんでしょうか。

○大前委員 12ページの「(2) こども」のところですがけれども、下から2行目ですね。「地域や学校、関係機関などが連携して見守りや指導活動、悩みを相談しやすい環境づくりなどに取り組むことが求められています。」というふうに表記されているのですがけれども、指導活動という表現に若干違和感を感じます。これはこういったものか、例えば地域や学校が、そういう子育ての家庭に何かこう指導するというふうな表記としてはつながるような気がするのですが、そこには若干の違和感があります。例えば見守りや声かけであるとか、そういった表記、もう少しやわらかい表記にしたほうがいいのではと思っていますが、いかがでしょうか。

○川崎会長 12ページの何行目になりますか。

○大前委員 下から2行目ですね。

○川崎会長 これですね。見守りになっているのですが、指導活動というのが。

○大前委員 はい、そうですね。

○平澤ダイバーシティ推進室長 指導活動というご指摘かと思えます。おっしゃいました趣旨も踏まえまして、こちらの所管のほうとも、こういった表現が適切かにつきましては検討させていただきたいと思えます。

○川崎会長 ほかに何かご意見。どうぞ。

○代田委員 今これを拝見しながら、大阪市のホームページも見ていたのですが、これがPDFの全部張り付けでなされていると思うのですが、これを誰が見るのかなと思ったのです。

全部で40ページにわたっていて結構な量なのですが、全部一遍にPDFで張られていて、今現状としては、恐らくこれを紙で手元に持たれる方よりも、何かを調べたいとか知りたいとかってなったときに、インターネットで見の方が多と思うのです。それぞれの項目ごとに分けて載せているほうが、まだ見やすいのかなと思ひまして。

どうしてもやっぱり文字がすごく多いので、大きさとかいろいろ気にしていただいているとは思いますが、一般市民の方がご覧になったとき、多分すごく見にくいと思うのです。もし今後可能であれば、グラフとか、もう少し何かビジュアルで見えるような形になると、もっと活用されるものになるのではないかなと思ひました。

○平澤ダイバーシティ推進室長 載せ方につきましては、確かに一括のPDFでダウンロードが大変ということのご指摘もわかりましたので、こういった形ができるか、ご意見も踏まえて検討したいと思ひます。あとビジュアルにつきましては、すぐ作れるかどうかというのはありますけれども、それも含めまして今後検討させていただきます。

○藪中人権企画課長 補足になります。私の手元にありますのは、一般的な広報としての市民向け印刷物ですが、確かにおっしゃっていただきますとおりの指標でしたら非常に文章が多いと。主な項目をピックアップしたものを掲載してわかりやすくするという工夫もさせてはいただいております。今委員がご指摘いただきましたホームページ上の工夫も含めまして、検討課題にしてできるだけわかりやすく伝達できるような取組みにしていきたいと思ひます。

○川崎会長 ネット社会ですので。ほかにご意見はございますでしょうか。

○武田委員 38ページですが、「(1) 担い手づくり」で、「人権問題研修(階層別)の受講者数」が平成25年から平成26年で半減以下になっているのですが、これは何か理由あるでしょうか。

○藪中人権企画課長 1,324と620ですね。今、手元に関係の資料がございません。確認をさせていただきます。

○川崎会長 はい、どうぞ。

○村木委員 前々から気になっていたのですけれど、マスコットキャラクターのこりーなちゃん、やっぱりこう女の子に見えちゃうというところですね、ちょっと気になってまして。もうちょっとイメージを多様化していただきたいなと思います。これは要望です。

○吉岡人権啓発・相談センター所長 人権啓発・相談センターの吉岡です。最初、私も女の子かなと思っていました。男女問わずに妖精ということで市民公募をさせていただきまして、親しみやすいものということでつくっていますので、ご理解いただけるとありがたいです。

○川崎会長 はい、どうぞ。

○森委員 ちょっと意見なのですけれども、私は、やっぱりモニター調査と市民意識調査を並べて書くのはよくないと思うのです。同じような数字が並んでいたら、同じような感じなんやと思いますし、違っていたら何でこんなに違うのやと。こんなに変わったんやというふうに思うかもしれないですよ。

例えば、何がいいですかね。かなり経過した数字がどこかで出てきてたんですよ。モニター調査で60%ぐらいだったのが、市民意識調査で40%ぐらいになっているというのがあって、大阪市民ってこんなに2年間で、1年間か2年間で意識が低下したんやって思われかねないような数字がありまして、通常このように並べるというのは比較、経年変化を伝えるためのものですよね。もし経年変化を伝えるのだったら前の市民意識調査を並べるべきで、それがその回答を下さった方への敬意を払うというものだと私は思えるのです。

モニター調査だったら、前のモニター調査と今回のモニター調査というふうに並べるべきで、そもそも先ほどお答えでありましたように、ランダムサンプリングで行うということと、関心のある方にだけ意見を聞くというのとは全然性格の異なるもので、並べる性格のものではないです。

この並べている時点で、大阪市としての見識とか、この報告をつくられた方の物の捉え方というのに疑問符が挟まれるのではないかと私はすごく思える。

審議会で委員をしている立場からすると、これを言わなかったら、後でなんやねんというふうに言う人の顔が何人も浮かぶのです。なので、その辺ご協力ご考慮いただけないでしょうかということです。

それから多文化共生については先ほどお答えいただいたように、大阪市の施策的には、外国籍住民及び在日韓国・朝鮮人で日本籍をとった方という両方を含めた人たちが対象になっているということだったのですけれども、そういうことについてはどっかでお断りがあるのですか。

そのあたりがすごく気になっておりまして、ちなみに今日の資料のどこでしたか、

資料の4ですかね、多文化共生の資料ありましたよね。

○柴田多文化共生担当課長 資料4の3ですね。

○森委員 はい。これらを見ても、外国籍住民だけの話で終始しています。在日韓国・朝鮮人で日本国籍をとられた方は入っていないというふうに読んでいて認識するのですが、このあたりお断りがないと誤解を招くというか、大阪市というのは20年ぐらい前だったら、こういう枠組みで進めていてもそんなに違和感はないと思うのですけれども、今の時代、多文化共生をそういう言葉、意味だけで使っているというのは、時代錯誤とまで言うと言い過ぎかもしれないのですけれども、考えるべきところがあるんじゃないかと思うのです。

例えばですけれども、多文化共生というのは、あたかも外国籍住民というだけで考える場合と、多文化共生を障がい者問題とか性的な多様性とか、いろんな問題を含めているような課題を全体として把握するような概念として捉えるかで随分物事が違ってくるといふふうに思うのです。

だから、これからも頑固に外国籍住民の問題だけを大阪市としては捉えるのだというのであれば、それはお断りをどこかに入れるべきだと思いますし、そうでないのだったら概念を変えてもいいのではないかと思います。

それからプライバシーと個人情報ですけれども、1980年だったかに出たOECDのプライバシー8原則ってありますよね。あれは現代のプライバシー問題、プライバシーとか個人情報を捉える際の原点だと思うのですけれども、あの中では、プライバシーというのを先ほど答えられたように、私生活にかかわる事柄にとどめるようなものではない捉え方をしています。だからこそ今の個人情報保護法が出てきているので、だから説明に一貫性を持たせるとすれば、プライバシーにかかわる個人情報という言い方、そのあたりも変えるべきではないかと私は思います。それぞれ意見です。

○平澤ダイバーシティ推進室長 今回の森委員のご意見ですけれども、今回、市政モニター調査と市民意識調査を並べておりますけれども、経年変化という意味では、委員にご指摘いただきましたように、まず調査の対象も違うということで本来比較すべきではないというご意見もごもっともかと思ひまして、市政モニター調査、市民意識調査ということで、それぞれ表記した上で、今回は書かせていただいております。

今日のご指摘を受けまして、どういう書き方にするか、それはまた検討させていただきたいと思ひます。

多文化共生の面でございますけれども、言葉の使い方につきましても、今日ご指摘いただきましたので、また他都市ですとか国ですとかが、どういった表現を使っているか、その辺も少し調べてみまして、言葉のいわゆる、ことわりというか、定義を置いた上で表記していくのか、その辺も含めて検討をさせていただきたいと思ひます。

あとプライバシーの件につきましては、今、ご指摘いただいたOECDの8原則も再度勉強いたしまして、表記の検討をさせていただきたいと思います。

○川崎会長 ほかにご意見ご質問ございますでしょうか。

○森委員 あります。はい。ほかの方がおありでしたら、ほかの方、先にさせていただければと思います。

○川崎会長 先ほどの受講者が半減したということについては、お答えは。

○平澤ダイバーシティ推進室長 その件につきましては後ほど確認いたしまして、また委員の皆様方にご通知したいと思います。

○川崎会長 そうですか、はい。そしたらどうぞ。

○村木委員 多文化共生に関してですが、私たち事務所が多文化共生のボランティアのグループと一緒にして、何かその人たちの中で課題になっているのは、相談の件数、ホームページのアクセス数、28ページの指標を見ながらお話していますが、相談のアクセス数というよりは、日本語教育がどれだけ充実しているかですとか、地域です、地域の日本語教育の充実度ですとか、子どもたちが高校に進学できるかとか、そういったことが課題になってくるのかなと思っています。もしその辺も指標としてとられるのであれば、ぜひ計算をしたいなと思っています。

○平澤ダイバーシティ推進室長 指標といたしましては、日本語教室の数といった指標はつかんでいるのですけれども、そういった形の指標として載せられるかどうかは、検討させていただきたい。なかなか数値的なものは難しいかなと思っています。

○川崎会長 どうぞ。

○森委員 今、日本語教室という言い方をされたのですけれども、大阪市の場合は識字日本語教室とか、識字日本語交流教室という言い方をされてないですか。

○柴田多文化共生担当課長 事業名としては識字日本語交流教室という形になります。

○森委員 それ、どこに入れるか結構重要と思っています。日本語教室ということで、ここにだけ入れられたら、外国から来た人のための教室なのだという、そういう把握になります。けれども大阪市の場合の識字日本語教室という言い方というのは歴史的に、読み書きができない、あるいは困っている状況がある市民がいるから、その人たちが安心して学べるようにということでやられてきたというのがベースにあるのです。だから識字日本語教室という言い方をしているので、ここにだけ入れると、多文化共生は外国籍住民のためのもので、そこに入っている日本語教室になってしまったら、日本で生まれ育って読み書きが、今、困っているという人が非常に行きにくくなります。だから、そのあたりは非常に重要な配慮すべき点だと思っています。

○柴田多文化共生担当課長 ありがとうございます。実際の事業の切り口として、外

国籍住民にかかわる日本語の問題という形で入れさせていただいておりますが、日本語、識字の問題そのものというものは、それはもちろん前提としてあるかと思えます。

○森委員 言いたいのは、この枠組みの中に、その問題が入ってないということなのです。多文化共生も狭い概念で捉え、そのほかの問題もばらばらばらと個別の課題として捉えということで、例えばですよ、識字問題というのはその中から抜け落ちているわけです。大阪市の人権施策というのは、そういう枠組みで進むと、例えばですけれども識字問題なんかは抜け落ちたまま進むおそれが大きいなと思っています。

例えば市民意識調査で言いますと、東大阪市は世論調査の中で読み書きに困りますかというのを、世論調査ですから、東大阪市民全般にやっていますけれども十数%の人が十分読み書きできないと答えています。例えばそういう項目を1つ入れるだけで随分状況は変わってくると思っているのです。

だからそういう、今、識字問題というのを例に挙げて言っているから、そんな感じになりますけれども抜け落ちがないかというのは、結構、考えていただいているのではないかと思います。

例えば、インクルージョンという言い方も、日本では障がい者問題を軸に捉えられていますけれども、国際的にはいわゆる多様性を社会として担っていくと言いますか、全ての人に参加できるような社会をつくるというときに、インクルージョンという言葉を使っていて、ちなみに昨日ですかね、アカデミー賞の授与式がありましたけれども、その中でもインクルージョンはそういう言い方で使われていました。

ちょっと細かいところでの意見がありまして29ページ、先ほどの個人情報の保護というところに関連してなんですけれども、個人情報を得ることはいけないのだという価値観は間違っていると思っています。必要な場合には積極的に取り入れるべきだと思いますし、そのときには、それなりの質問の仕方があるというふうに認識してまして、悪くすると個人情報の保護という言い方が、人に触れてはいけないとかね、そんなふうなニュアンスに捉えられかねないという気がしていて心配なところがある。

それと、そういうのが基本的な問題意識としてあるということで、先ほどOECDの8原則で言いましたのは、要するに自分に関する情報をどこまで出すかは自分で決めることができるというのが現代的なプライバシー感で、個人情報を考えるときの基本と思っているのです。

それで個人情報保護法というのがあってといういきさつがあって、この29ページのところになるのですけれども、3つ目の段落です。「特にその取得に当たっては、」云々という段落がありますよね。これ、この書き方だと、全ての個人はというふうに受け取られるところがあって、全ての個人がというのはもっともな面もあるのです。書き方が書き方であれば、個人がというふうにすればいいと思うのですけれども、こ

ここで書いているのは、かなり行政機関とか行政とか団体とか、企業とか行政機関とか団体とかが、個人情報を得ようとするときの原則じゃないかという気がするのです。市民一人ひとりが個人情報をどうすればいいのかということについて、何か触れてもよいような気はするのです。分ける形でね。

この個人情報というのは大阪市だけではないのですけれども、個人情報について書いてある行政文章を読んでいると、人の個人的なことに触れてはいけないのだという、そのことを促進するような傾向になくもないなという気がしてきて心配です。特に限定して言えば、3段落目のこのあたり、どんなものでしょうかという意見です。

○平澤ダイバーシティ推進室長 個人情報につきましては、私も事業者が保有する個人情報を所管しているという関係で、どうしてもそういった書きぶりになってしまっているかと思えますけれども、委員のご指摘の趣旨も踏まえまして、書き方につきましては検討させていただきたいと思えます。

識字日本語教室の関係あるいは東大阪市の調査の件でも、いわゆる抜け落ちがないかどうかということをしっかり考えるべきということかと思えます。

今回のこの指標につきましては、項目ごとに数字で表すという形にはしておりますけれども、おっしゃるように抜け落ちがないかどうかということは当然やっていくべきこと、ということで我々も思っておりますので、指標上はこういった形でカテゴリーしていきますけれども、我々の人権行政全体では抜け落ちがないようにしっかりと見ていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○川崎会長 それでは時間の関係もありますので、事務局のほうでしっかり取組みについて進めていただきたいと思っております。

引き続き、議題（2）平成27年度 人権啓発の取組みについて及び議題（3）平成27年度 人権相談の取組みについて、事務局から一括でご説明をお願いし、その後、質疑を受けつけます。では、事務局から説明をお願いします。

○吉岡人権啓発・相談センター所長 大阪市人権啓発・相談センター所長の吉岡でございます。資料2、資料3に基づいて、説明をさせていただきます。

それでは資料2「平成27年度 大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発事業の取組みについて」ご説明をさせていただきます。

まず、1ページの「地域密着型市民啓発事業」でございますが、これは地域に根差した啓発の担い手として活動いただいている人権啓発推進員、全市で863名を対象とした育成事業でございます。

事業の目的といたしましては、人権啓発推進員が研修等で習得したスキルを活用することによって、各区、地域における人権啓発事業に参加・参画し、人権啓発事業の一翼を担える力を養うなど、地域における人材育成を目指すこととしております。

今年度の事業といたしましては中段に書いていますが、時間帯などを工夫した養成研修、全体研修、リーダー養成研修の各種研修を実施いたしました。事業の目標といたしましては、各研修受講者へのアンケートにおける「役に立った」並びに「活用できる」評価を80%以上とさせていただきました。

結果でございますが事業の目標達成状況として、各研修受講者へのアンケートにおける「役に立った」という評価が86.3%。これは事業の目標を上回っていますが、「活用できる」という評価が79.2%と、わずかではあります事業の目標を下回っております。

この理由といたしましては、全体研修で「活用できる」とお答えしていただいた方が70.6%と、ちょっと低くなっております。このアンケートの中での自由意見の中で、今回のお話から人権にどのように活用していくのかというのを、もっと具体的な問いかけが欲しかったというご意見もいただいております。来年度としては、全体研修に少し工夫をしていきたいと考えております。

その他の研修につきましては参画型という形で、受講者の方に参画をしていただくので、活用する方向性が見えたのかなと思っております。

次に2ページの「市民啓発広報事業」でございますが、これはさまざまな媒体等を活用し、市民に人権問題への理解を深めていただくよう広報を行うものでございます。事業としては、啓発資料の作成・増刷及び啓発映像ソフトの購入、人権啓発情報誌の発行、ホームページ、フェイスブック等を活用した啓発広報でございます。

最初に、啓発資料作成・増刷及び啓発映像ソフトの購入でございますが、事業の目的としては、さまざまな人権問題に関する映像ソフトなどを購入し、広く市民等に貸し出し等を行うことによって、市民の人権への関心と人権意識の向上を目指すことといたしました。

事業の目標としましては、映像ソフトの利用者へのアンケートにおける「役に立った」評価が80%以上とさせていただきました。事業内容としては、啓発資料の保有総数102種、保有数約380作品を活用して、広く市民等に配布貸し出し等を行い、平成27年度の映像ソフトの利用実績として、平成28年1月末現在、貸し出しソフト本数が747本、視聴人数が25,291人の利用がありました。結果、事業の目標達成状況としては、アンケートにおける「役に立った」評価が87%と目標を上回っております。

次に人権啓発情報誌の発行でございますが、事業目的として、さまざまな人権問題や啓発事業等に関する情報発信を行うことにより、市民の人権への関心と人権意識の向上を目指すことといたしました。事業の目標としては、読者アンケートにおける「役に立った」評価を80%以上とさせていただきました。

事業内容は、人権だより「KOKOROねっと」を年4回発行し、本市の関係施設や地下鉄の駅、市内中学校、高校への配架をさせていただきました。各号、特集テーマ等を設定し、より多くの方にわかりやすく読みやすい、魅力ある情報誌づくりに努めてまいりました。その結果事業の目標達成状況としましては、読者アンケートにおける「役に立った」評価が、第25号、第26号の2回分のみでございますが、92.4%と目標を上回っております。また、随時、ホームページやフェイスブック等を活用し人権に関する情報等の提供を行っております。

次に4ページの「参加・参画型事業」でございますが、これは事業といたしましては、人権に関する作品募集事業、人権の花運動、Jリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業でございます。

最初に、人権に関する作品募集事業でございますが、この事業の目的といたしましては、人権に関する作品の創作活動を通じて人権意識の醸成を図るとともに、入選作品の活用を行うことにより、幅広く市民への啓発を目指すこととしております。事業の目標といたしましては、作品応募者へのアンケートにおける「人権問題への関心が高まった」評価を80%以上とさせていただいております。

事業内容としては、人権週間に合わせて、人権啓発に関するキャッチコピーを募集しました。昨年度は54作品、今年度は約100倍の5,411作品の応募がありまして、市長賞をはじめとして計64作品の入選作品を選定させていただきました。

下の表に、市長賞4つを掲載させていただいております。それとまた資料2と資料3の間に7ページの後に、参考資料として、「平成27年度作品募集事業について」という資料も入れさせていただいておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。

事業の今現在の目標達成状況、アンケートの結果については現在集計中でございますので、結果がわかり次第、お伝えをさせていただきたいと思っております。

次に、5ページの人権の花運動とJリーグセレッソ大阪との連携・協力事業でございますが、人権の花運動では実施校へのアンケートにおける「児童の人権に対する関心や理解が深まった」評価を80%以上、Jリーグセレッソ大阪との連携協力事業では、イベント実施ゲームでの来場者へのアンケートにおける「人権問題への関心が高まった」評価を80%以上としました。

人権の花運動については、現在募集、集計中でございます。それとJリーグセレッソ大阪との連携・協力事業については、ホームゲームで人権啓発イベントの実施を呼びかけ、啓発物品の配布をさせていただきました。それと小学生を対象にこどもサッカー教室の各種事業を実施してまいりました。Jリーグセレッソ大阪との連携・協力事業については、来場者へのアンケートにおける関心が高まった、深まったという評価が96%と、目標を大きく上回っております。

次に6ページの「企業啓発推進事業」でございますが、企業事業者等における人権啓発や人権研修への支援に取り組むこととしております。事業目的としては各種研修会等で習得した知識等を活用して、企業市民である企業の事業主、従業員等の人権意識の向上と、公正採用選考制度の普及啓発を目指すこととしております。

事業内容としては、資料6ページから7ページの記載のとおり、企業啓発支援事業として、人権啓発講座（入門編）、労務・人権啓発講座、経営層人権啓発講座、ブロック別研修の各種研修講座を実施しました。おおむね参加者数も昨年に比べ確実に増加をしております。それと事業の目標達成状況といたしましては、各研修受講者へのアンケートにおける「役に立った」評価が87.1%、「活用できる」という評価が83.7%と目標を大幅に上回っております。

最後に7ページの効果検証会議でございますが、外部の専門家に参画をいただいて、当センターで全市的に実施している人権啓発事業及び相談事業を対象として、PDCAの観点から啓発手法や事業内容等について、事業効果課題、改善点等の抽出など、事業評価を行っていただきました。

以上、人権啓発・相談センターで実施している事業を報告させていただきましたが、各区でも各種啓発事業を実施しており、集約でき次第、報告をさせていただきます。

続きまして資料3の「平成27年度 大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みについて」、ご説明をさせていただきます。

まず、「1 平成27年度における取組みについて」でございますが、今後、一層複雑多様化していく人権相談に対応し、実効性ある人権侵害の早期発見・救済を進めていくため、相談窓口の認知度向上と、市民に身近な区役所における人権相談機能の充実、及び専門相談機関等とのネットワークの充実に向けて取り組んでおります。

(1)「人権相談窓口の認知度向上に向けた取組み」ではございますが、人権侵害を受けた場合の相談先としての当センター人権相談窓口の認知度について、平成26年度に実施した市政モニター調査結果による認知度35.8%に基づき、今年度は40%を目標にして取り組んできたところではございますが、平成27年、この12月に行われた人権問題に関する市民意識調査の結果では、26.8%にとどまっております。

市政モニター調査とは調査対象が異なるとはいえ、目標に達しなかったことから、平成28年度も引き続き相談窓口の認知度向上に向けた取組みを進めていくこととします。平成27年度における具体の取組みとしては、アからオに記載しているとおり、ポスターの掲出や局のフェイスブックや人権情報誌での周知PR、さらには24区の広報紙にも、周知記事を掲載するなどの取組みを行ってまいりました。

相談者のアンケートや市民意識調査による人権相談窓口を知った経緯を見ると、区

の広報紙、周知用ポスター、パンフレット、市・区のホームページが多いことから、平成28年度についても、こういった周知方法に力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

(2)「区役所における相談機能の充実にに向けた継続的な取り組み」としては、事例研究内容の充実や、区の担当者のスキルアップを図るための相談担当者研修会の開催、人権相談マニュアルの改訂、区担当者と専門相談員との意見交換会を行ってまいりました。

(3)「専門相談機関とのネットワークの充実にに向けた取り組み」としては、関係会議の開催による体制の連携強化を行うとともに、相談案件を通じた連携の拡充を図って、平成27年12月までに、新たに41機関との連携が図られるところでございます。

続きまして、「2 平成27年度における相談実績について」でございます。12月末までなのですが、電話面談等により相談があった実相談件数は3,524件、一月平均では392件となっており、平成26年度を若干上回っており増加傾向が続いております。

また相談内容も課題別に分けた課題別件数は7,888件、一月平均では876件と、こちらも平成25年、26年度の件数を上回っており、1万件を超えるものと思われれます。

主な課題別相談内容は平成27年度におきましては、障がいに関する課題が2,817件で課題別件数に占める割合は35.7%。続いて生活に関する課題、近隣に関する課題、家族に関する課題、労働に関する課題、以下は右の表にあるとおり、女性、医療、高齢者、子ども、外国人、同和に関する課題と続いております。

障がい者に関する課題の割合が増えておりますが、これは精神的不安を抱えた相談者から心の不安を訴えたり、みずからの状況や心情への理解や共感を求めるような相談が増えており、特に数名の相談者からの繰り返し相談が増えていることが要因の1つになっております。

また、その相談内容については、当初は生活や近隣に関する課題など、具体的な内容として相談に応じ、統計上も当該課題にカウントしておりましたが、専門相談員が解決に向けてさまざまなアドバイス等をしているにもかかわらず、同様の相談が繰り返し行われることなどから、相談者自身の中で思い込んでしまっている課題であると判断し、相談内容が不明確であったり、具体性を欠くとして、その他に計上しております。そのため平成27年度におきましては、生活や近隣の課題が減少し、その他が増加しております。

なお、前回の審議会でご意見いただきました人権相談の課題別の項目わけにつきましては、今、項目だけをさらに細分化しまして、内訳として項目立てを行って件数表

示を行うことを検討しております。私のほうからは以上です。

○川崎会長 資料を見てもみますと村木委員も研修していただいているようですが、今の説明につきまして、ご質問ご意見はございますか。どうぞ。

○村木委員 人権相談の件数なのですが、やっぱり3割もその他があるというのは、なかなか集計として分析しにくいなと思っていて、この項目を見ると、障がい者とか女性とか、マイノリティの立場に置かれる人に関しては、それぞれのアイデンティティー別になっていて、生活とか家族とか、多分、マジョリティー側にいる人は、こっちでカウントするのかなという感じになっていて、ちょっとこの区分けだといろんな軸が入っているかなと思っています。

例えば性的マイノリティに関してはそもそも課題として入ってきていないというところと、性的マイノリティの医療問題とか性的マイノリティの生活問題とか、きっとマイノリティの人のほうがいろんな分野で苦しみがあるのではないのかなと思うのですよね。そういうのを、どんな相談が多いのかを把握するためには、縦軸横軸で集計したほうがいいのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○吉岡人権啓発・相談センター所長 そのあたりも検討させていただきまして、縦の軸といいますか、この横軸ですね、今、委員がおっしゃっていただきました、この内容の部分を細かく項目立てをして、もう少し件数もきちっと把握できるように、現在、検討しているところでございます。ありがとうございます。

○川崎会長 ほかにご意見ご質問。森委員はございませんか。

○大前委員 資料2の1ページですね。人権啓発推進員の育成事業ということで、私もこれの公募提案の委託事業の選考委員として関わらせていただいたのですが、今回こういった研修の中身で評価、受講された方の評価も一定いい評価を受けたものもあれば、そうでないところもあるのかなと。実際に人権啓発推進員の方が現場でこれを実践できるかということ、若干のずれが出てくることもあるのかなと思います。ここに書いてないだけかもしれないのですが、実際にふだんから活動されている人権啓発推進員の方々が、やっぱりどういった課題をお持ちで、どういったことを学ばれたいのかということ、しっかりとニーズ把握をしていただきたいと思います。

NPO等は、行政の公募提案の委託事業を受けることが、提案させていただくことがよくありまして、NPOの持つノウハウですとか手法を、行政の持つ課題にうまくマッチングさせていって、より効果的に課題を解決していくとか、こういった人権の問題についての取組みを進めていくとか、と思うのですが、それに際して事前にやっぱり行政側もしっかりと、どういう課題があって、どういうところに重点を置いて次年度も事業をしてほしいかということ、しっかりつかんでおられると、我々もよりそれに即した具体的な課題に合ったとか、ニーズに合った事業が提案できるので

はないかと思っております。ぜひこういったパーセンテージ、推進員の方々が役に立ったと思える評価を、より高めていくためにですとか、活用できるという評価を高めていくためにも、ぜひそういったところをしっかりと拾い上げていただいて、また次年度に活かしていただければと思います。意見ですが。以上です。

○吉岡人権啓発・相談センター所長 ありがとうございます。人権啓発推進員さんのほうからも、アンケートで、いろんなご意見をいただいていますので、来年度の事業につきましては、もっと地域の声を吸い上げてほしい、だったり、どこでどういった活動をしているのかわからないので、そのあたりの実践研修をしていただきたいといったような声もいただいていますので、このご意見をきちっと把握した上で、来年度に反映していこうというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○川崎会長 どうぞ。

○西田委員 資料の5ページですけれども、目標設定してモニターして検証するという、そういう取組みは非常に意味があるのだらうと思っておるのですが、評価の数字が余りに高過ぎるというのも、かえって気になるので。

評価96.3%。サッカー場のイベントで、どんなアンケートをして、どんな結果が出ているのだらうか。こどもや若い人を対象のいろんなメディア媒体でというのは、大変な意義があらうと思うのですけれども、さてこれが96というのはどういう数字なのだらう。非常に限られた回答者の数字なのかどうかとか、どのこういうイベントについてなのか、有名選手が語るのか、それとも何か横断幕を持って場内一周なんていうもので9割以上というの何かピンとこないなということで、中身についてもその細かい提示は煩雑かもしれませんが、その検証の検証というのかな、やり出したら切りがないですけれども、どういう中身なのかなというのは少し気になったということです。以上です。

○川崎会長 お答えできますか。

○吉岡人権啓発・相談センター所長 アンケートですけども、このイベント、サッカーを見に来られる方について、我々はたくさんの啓発を行いたいということで、啓発物品をお渡ししたりJリーグのイベントをさせていただいたりしまして、それを通じて人権意識が高まりましたかどうかということをお聞かせいただいております。そのアンケートの結果が96.3%ということで、ご回答いただいているというような状況です。

○川崎会長 よろしいでしょうか。

○森委員 今の西田委員の発言、非常によくわかるところでして、言い出したら切りがないと思ってやめたところなのですけれども、回収率が何%で、その中でどういう回答だったのかとか、このときのアンケートの仕方はこういう質問の仕方、5択だ

ったとか4択だったとかいうのがあって、どうかというのがわかるころの数字が、それなりの評価ができる。要するにPDCAをやるだけじゃなくて、PDCAそのものをPDCAしないと、これは改善されないと思います。

○川崎会長 どうぞ。

○吉岡人権啓発・相談センター所長 今手元に資料がございませんので、何%の回収率があって、そのときにどういったものというのは、また後日ご回答させていただきます。

○川崎会長 はい、どうぞ。

○代田委員 今の件なのですけれども、私もこれ、その今ご指摘いただいたアンケートだけじゃなくて、ほかの分もどのぐらいの人の割合があるのだろう。例えばビデオ、映像ソフトの分とかでしたら本当に利用者のうち何%がこんなにかう回答してもらえているのかなとか、研修とかでしたら、ある程度のパーセンテージで当日回収もできるのかなとかということも思うのですけれども、映像ソフトとか、それから情報誌の発行、これに対してどのぐらいの回答数があるのかなって。その結果として、このパーセンテージがどうなのかなというのは、とても気になるかなと思っています。

あと、もう一点単純な修正ですけど、6ページのところで、人権啓発講座（入門編）の講師の②のところだけ、お名前に「さん」がついています。ほかの方は全部、「さん」がついてないので。これは多分直しておかれたほうがいいと思うので、お伝えしておきます。

○川崎会長 ほかにご質問ご意見はございますか。それでは時間の関係もありますので、議題（4）平成27年度 多文化共生の取組みについて、先ほども少し出ましたけどご説明をお願いします。

○柴田多文化共生担当課長 多文化共生担当課長の柴田です。資料4に基づいて、ご説明ご報告させていただきます。ただ、この資料4は、大阪市の多文化共生施策の全体像ではありませんので、市民局で、全庁的に多文化共生が推進されるようにすすめるに当たっての取組みを中心に書かせていただいております。

全体像につきましては、「大阪市外国籍住民施策基本指針」というのがございまして、それに基づく各局各区での取組みがございまして。例えば、在日外国人の高齢者や障がい者に対する給付金支援事業というのがございまして、これは、かつて国民年金制度が1980年代までに在日韓国・朝鮮人の方が適用されなかった。それが適用されるようになったけれども、そのときに既に二十歳を越えている方などは、そのはざまになって、その後、適用されるようになっても受給資格が得られないという問題があるのに対して、大阪市として単費で給付金を支給するという制度などが福祉局で行われておりますし、それから子どもたちの取組みといたしましては、学校における民族

クラブや国際理解クラブなどの取組みなど、教育委員会でされております。

そういった各局の取組みというのが、前提としてかねてより取り組まれているということに加えて、市民局として、ここに書かせていただいたような取組みを進めているということについてご報告させていただきます。

なお、全体像につきましては、7月の前回の審議会のときに、その一部だけを掲載資料に掲載させていただいておりますが、また今後もう少し全体がわかるような形で、掲載もしていきたいと考えております。

では、資料4ですが前回の審議会のときに、平成26年12月末の市内の外国人住民数が約11万7,000名であるということをご報告しましたが、これが最新の平成27年12月末の数字で、134カ国、12万544人ということで12万を超えております。

また、前回、人口構成上の特色として、出身国や地域の多様化とか多国籍化、区や地域による特色ある分布などのご説明をさせていただきましたが、その際に現状について分析があるのかというご指摘を、お尋ねをいただきました。

この点について、大阪市の都市計画局が「大阪市の外国人人口について」という統計に基づく資料をつくっておられて、参考資料として資料4の2枚後に、参考資料としてつけさせていただいております。これは「ちょこっと統計」というコラム記事で、年数回テーマ別に作成されているものです。これはあくまでも外国人人口であって外国籍住民の全体像をあらわすものではございません。

この参考資料の1ページの図1では、平成22年9月から平成27年9月までの市内全人口と、外国人住民の人口の推移をあらわしております。全人口が若干微増してきた中で、外国人住民数はこの間少し微減していたのですが、平成26年から再度、増加に転じてきたということを示しています。

それから2ページ目の図2ですが、国籍別外国人人口です。

上から2つ目が韓国及び朝鮮籍の外国人人口ですが、一貫した減少ということ。これに対して、その次の3番目のところにありますのが中国・台湾籍の、それからまた一番下の線がベトナム籍になりますが、中国・台湾及びベトナムの増加ということが表されております。特に近年のベトナム籍の方の増加が目立っているところです。これは区役所等の窓口でも非常に実感しているということをお聞かせしております。

続いての3ページ4ページでは、この増加した中国・台湾の方とベトナムの方が、過去2年間の間に、それぞれ市内のどの区で特に増えているのかということをお知らせしております。3ページが中国・台湾籍、これは浪速区と西成区。それから4ページではベトナム籍で西成区と生野区で特に増加が際立っております。

それから次に5ページですが、これは国のデータも使いながら、この間の韓国・朝

鮮籍の方の減少ということについて、その要因として日本国籍取得と高齢化による世代交代ということが書かれております。

それから6ページ、7ページでは、これも国のデータではありますが、中国・台湾籍とベトナム籍の方が、どの在留資格で居住しているのかについての、現状と増加の状況というのを示しており、留学と技能実習が中心であるということを示しております。

先ほどの5ページに戻っていただきまして、下の表2に、市内の日本人と外国人、さらにそのうちの韓国・朝鮮籍の方の年齢別人口が示されております。これで韓国・朝鮮籍の方の高齢化率が日本人以上に高く、その他の外国人は若い層が多いということがよくわかります。ですので、多文化共生の取組みに当たっても、ライフサイクル別のニーズや課題も多様化しているということが、ここから読み取れます。

こうした分析が出ておりますので、庁内組織の場でありますとか、職員研修の場などで共有をしているところです。

では、最初の資料4に戻っていただきまして、こうした中で、今年度の多文化共生に向けた働きかけの主だった取組みとして、前回ご説明しました取組み課題の柱というのを4本立てております。情報へのアクセス、それから日常的な交流と情報交換の場づくり、多文化共生に関する理解の促進、区等への支援方策について、この4つの柱で事業を実施してまいりました。

情報へのアクセスでは、大阪市の多言語資料や「やさしい日本語」による情報発信を積極的に進めるとともに、区や各局の現場で「やさしい日本語」の活用をより進めることを支援するため、この「やさしい日本語」の考え方や具体的な作成方法と、内外の事例を取りまとめて共有するための、「やさしい日本語」を使った施設案内のポイント集というのを、各所属の意見も集約しながら現在作成を進めております。

また、外国籍住民に各種行政情報を届けるとともに、交流と情報交換を進める場づくりを目指している多文化共生仕掛け人事業というのがございますが、そこでは特に今年度は、各区の識字日本語交流教室を中心として、「やさしい日本語」による防災学習を区役所と連携して取り組んでまいりました。

また、外国籍住民自身が講師となって、みずからの文化や生活を紹介することを通じて、地域住民と交流する多文化共生地域協働サポート事業がございますが、ここでは区の子育て支援や絵本フェスタなどの場や、大規模講演でのイベントのプログラムとして実施するなど、交流を通して多くの参加者に多文化また外国籍住民のことで知っていただく機会として実施してきました。

多文化共生についての理解促進を深める市民対象のセミナーも、あべのハルカスをはじめとする天王寺のターミナル周辺の商業施設や、公共施設が共同で開催したイベントにおいて、ここで昨今の報道等でイスラームに対するイメージが一面的で固定的

なものにならないように、「ちかくてとおい国 あべのでサウジアラビア体験」として、サウジアラビアからの留学生がいる専門学校や、サウジアラビア文化交流センターなどの協力を得て親子での体験教室を実施しました。

また歴史的経緯が非常に深く、最も出身地域別人口が多い韓国・朝鮮の問題に関しても、「となりの国の健康ごはん。韓国・食の歴史と魅力を探る！」という親しみやすいテーマからアプローチする内容で実施し、それぞれご好評を得ました。

区等への支援としては、特に年度前半に区役所職員も参画して、本市の多文化共生施策のあり方について専門的な立場からご意見を頂戴した有識者意見聴取というのを行いまして、その内容を踏まえ、その後各区でそれぞれ進めた取組みを、またこの2月に持ち寄りまして、再度、有識者の先生からご助言をいただくという方法で成果と課題の検証と全市的な共有化を図っております。そこでの事例報告のうち、4区での取組みを、この次のページのA4の一枚物に掲載しております。

中央区の「多国籍児童生徒サポート事業」は、これは教育支援の取組みでして、外国にルーツを持つ子どもたちの生活言語と学習言語との間の壁を少しでも低くするために、区内の市立小・中学校在籍の外国籍児童生徒に教職員と連携して、学習面での日本語を支援するサポーターを、この有償ボランティアとして区役所が配置している、そういう取組みです。

次に、浪速区の「スクールインターンシップ事業」は、これも浪速区内で留学生が多く在籍する日本語専門学校と浪速区が協定を結んで、小・中学校に留学生をインターンとして派遣してもらい、学校側は通訳や学習支援、文化交流等のサポートを受けるとともに、留学生も日本社会への理解を深める体験を行うと。合わせて専門学校の単位としても認定されるという、そういう仕組み、フレームを立ち上げたものです。

次に住吉区の「人権啓発推進事業『KOTATSU PICNIC』」は、区の人権啓発推進員が主体的に取り組む啓発事業として、異文化理解、多文化共生をテーマに、区内の日本人と外国籍の住民と一緒に実行委員会を構成し、実施3か月前からのワークショップ方式でアイデア出しから始めて企画実施し、区役所周辺にこたつを並べて、日本と世界の遊びや料理を体験し交流を深めるという取組みでありました。

それから西淀川区の「出来島小学校生涯学習ルーム事業『おやこ日本語教室』」は、地域や学校の交流のもとにNPOや市民ボランティア、外国籍住民の保護者たちが協働して、生涯学習ルーム事業という既存の事業の枠組みを活用して立ち上げたもので、学校の手続き等で使う日本語等を学ぶとともに、海外と日本の文化をお互いに学ぶイベントを地域団体等と協力して開催するなど、積極的に地域活動を展開しております。

活動の発足や展開に当たっては、西淀川区役所がコーディネーター役になり、外国籍住民の当事者がつながりを広げ、指定NPO法人がノウハウを提供するなど、地域

での協働による取組みを進めております。その中から、外国籍住民の当事者団体が新たに発足したり、新たなこどもたちへの学習支援教室も、また別の既存事業の枠組みを活用して発足させるというふうに活動が広がって展開しております。

こうした区での取組みの事例報告に対して、有識者の先生方からは、新たな取組みに着手しつつあることをまず評価してくださるとともに、ボランティアとしての支援と支援に必要な専門性との関係でありますとか、さまざまな背景を持つ外国籍住民のこどもたちと、今日、日本の大学進学等を目指して来日している留学生とのバックグラウンドの違いなどについて自覚的であることの大切さと、その上で活用をしてくださいという、そういったご助言をいただきました。

また、特に教育支援の取組みにつきましては、この報告を行った区だけでなく他の複数の区からも今後、着手していこうという動きがございまして、また教育委員会も区との連携を進める必要性を非常に認識しておられまして、今回の意見聴取を契機に区と教育委員会と私ども市民局による連絡会が発足することとなりました。

引き続き新たな社会状況の変化等に的確に対応した、多文化共生施策に向けた取組みが全庁的に展開されますよう施策を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○川崎会長 それでは、どうぞ。

○村木委員 これ、非常に多言語資料をそろえるのは、すごく大変だと思います。労力のかかる作業をされていて大事な事業だと思うのですが、今、例えば外国籍住民の方がどうやって大阪市の資料を探すかという、ほぼ検索すると思うのですね。「大阪」と「ヘルスケア」とかで。でも今、検索しても、大阪市のページは出てこないです。ちょっとせっかく資料一覧とかつくっているのであれば、検索で出てくるようにちょっとひと工夫必要かなと思っています。

例えば今、多言語資料一覧のページを見ているのですが、PDFへのリンク先とかが書いてあるのですね。その言語で例えばこれがヘルスケアの資料だよというのが書いてなければ、検索で引っかからないですよ。大阪市のホームページのアドレスが書いてあったりするので、これはせっかくつくっていても見つけてもらえないのではないかという気がします。リンク切れも相当あるみたいですし、例えば母子手帳に関しても、どうもつくっているようですがここに持ってきていない。これはもったいないと思いますのでボランティアの手を借りても、ちょっとこれは整備したほうがいいのではないかと思います。

あと最近聞いているのが外国籍の方はどうやって情報を得ているかという、日本語のページを検索して、携帯端末とかで翻訳ソフトで翻訳させて自分で読むということなので、PDF情報よりも翻訳しやすいやさしい日本語のテキスト情報を充実させるほうが、もしかしたら便利かもしれないと思います。

○柴田多文化共生担当課長 ありがとうございます。この多言語情報一覧につきましては、実は直接には各局から、各局でどんなものをつくったかを集約をして、それを一覧のものに取りまとめて、また全庁各局にそれをこう共有すると、そして各局での取組みの際に、また区役所の窓口で活用してもらおうというのが直接の使い方になっておまして、確かに外国籍住民の方がストレートにアクセスするには、まだまだ使い勝手が悪いかなというところは感じております。

ですので、行政施策支援ということだけではなく直接アプローチできるような工夫は、ぜひ今後進めていきたいと思っております。

○川崎会長 ほかに、どうぞ。

○森委員 ヘイトスピーチ絡みのことについてはここに書かれてないのですが、それはないという認識でいいのですか。

○柴田多文化共生担当課長 ヘイトスピーチは、また次の議題にまとめております。

○森委員 この枠とはまた別だということですか。

○柴田多文化共生担当課長 ここでは、多文化共生の日常的な生活支援を中心とした取組みに関しての主だった取組みということでまとめておまして、条例は条例で非常に大きな柱ですから、別の項目でご審議をお願いしております。

○川崎会長 ほかにご意見なければ時間の関係もありますので、次、議題（５）「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」に係る状況について、事務局より報告をお願いいたします。

○藪中人権企画課長 まず、去る１月に審議会委員の皆様には、条例が可決した旨の状況は報告させていただいたと思います。

それでは、資料５－１ 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例の経過等 をご覧いただきたいと思っております。前回、第３１回審議会が７月１０日で行われましたので、この資料の中段ぐらいに行きます。昨年の６月の市会本会議で継続審査になったこと、及び市会としての意見書が可決されたというところまでは報告をさせていただいたところでございます。

その後、平成２７年の９月から平成２８年１月の市会におきまして、１０月６日の財政総務委員会で質疑が行われた後に、本年に入りまして会期末の１月１５日に条例案の修正、修正後の条例案が審議されまして、本会議で可決成立したところでございます。そして１月１８日に条例の公布、一部施行に至っているところでございます。

成立しました条例の内容でございますが、資料５－２に概要を入れさせていただいております。

まず一番上でございますが、第１条では条例の目的・趣旨。その下でございます、括弧書きになっておりますが、第１１条では日本国憲法の保障する自由権利への留意

の規定等で、当初から内容は変わってはおりません。第2条のヘイトスピーチの定義等の明確化、第3条の啓発、第4条から第6条までの拡散防止措置及び認識等の公表の規定につきましても、そのままの内容で可決されております。

その下にあります、大阪市ヘイトスピーチ審査会に関しましては、当初、市長が委員を委嘱するとしておりました。その当初案に対しまして、市会の審議におきましては、審査の中立性の確保を図る観点から、委員の人選に際しましては市会の同意を必要とするなどの、チェック機能を高めるということを求めるという意見が出されたので修正案といたしましては、審査会の委員は市長が市会の同意を得て委嘱することに改めさせていただいたところでございます。

このほか当初案では、さらにヘイトスピーチによる被害を受けたとする方が、訴訟等を行う場合には、市として費用の貸付け等の支援を行うとしておりましたが、市会でのご意見の中で、公金支出が伴うということで、その運用に際しましては慎重にかつまた貸付け金等の返還免除の実施等に際しましての線引きが非常に難しいのではないかと懸念の声も出されました。ということで結論的には修正案といたしましては、この訴訟の支援については削除したところでございます。

現在は、条例は一部施行をされておる状態でございますが、ヘイトスピーチに関します市民からの申出を受け、また拡散防止措置、認識等の公表に関する規定、第4条から第6条等に関します施行日につきましては、別途、市長が定めることにしております。現在今年の夏ごろをめどに全面施行の予定で作業を進めているところでございます。

準備的な内容で申し上げますと、条例を運用する際に必要な市規則等の策定、審査会を立ち上げます際の委員の委嘱関係、あとは実施体制の整備でありますとか、市会でもご意見いただきまして、条例内容をしっかり市民の皆さん方に周知を行う必要があるというようなことで、現在、例えばホームページを活用いたしましたり、市の広報紙を活用いたしましたり、条例内容等につきましても周知、理解を深めるための取組みを施行日に向けて進めているところでございます。引き続き、全面施行に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

お配りしております資料は、今、申し上げましたところで資料5-3が今回の条例案で訂正、修正を行いました内容の資料。資料5-4が条例全文を入れた資料にさせていただきます。

○川崎会長 報告ありがとうございます。ところで一部施行って、何が施行されているのですか。

○藪中人権企画課長 条文で申しますと、反対に施行しておらないのが第4条から第6条でございます。市民からヘイトスピーチの被害に遭いましたと申出を受けた

り、その審査を行うことや、それに伴って拡散防止措置あるいは公表を行うという、その一連の行為は施行日からということで、一部施行しておらないというところで、それが夏ごろを目標に今準備を進めているというところでは、以外に例えば啓発の取り組みを行うというものは、もう既に条例公布と同時に施行しているところがございます。

○**川崎会長** わかりました。ご質問ご意見ありましたらどうぞ。はい、どうぞ。

○**森委員** 条例ではないかかもしれませんが、聞くところによると、大阪市の市民交流センターを、そのヘイトスピーチをしてきた団体の方が借りて集まりを実施しようと、これ条例に対する反対のための集まりだと聞いているのですけれども、そのあたり私もうわさ程度のことですので、市としてはどういうふう把握しておられて、それについてどういう対処をされようとしているのか、またその根拠は何かということのを伺えるといいなと思ってきたのですが、いかがでしょうか。

○**平澤ダイバーシティ推進室長** 私どもといたしましては、ホームページ等の情報で、もともとそういった情報もつかんでおりまして、実際にこの施設を所管している部署ともいろいろ情報交換なりをしておるところでございます。公の施設の利用につきましては、この審議会でも答申の際にご議論いただきましたとおり、やはり基本的に公の施設ということで、不当な差別的な取扱いはできないということで、各施設の管理条例に定めておりますように、例えば公安または風俗を害するおそれがあるときですとか、管理上支障があるときと、こういった条項に当てはまる場合につきましては使用を認めない、あるいは使用を取り消すといったことができるということとなっております。

施設管理者といたしましては、そういった答申の考え方も踏まえながら施設の管理条例に基づきまして使用を現在は許可しておりまして、3月13日の午前中が市民交流センターひらの、午後からが東住吉会館と、こちらのほうで、条例と表現の自由のあり方についての講演会と公開討論会ということで開催をされるというふうに聞いておるところでございます。

実際、当日の開催に向けまして、何らかの問題が生じるかどうかということにつきましては、当然いろいろな関係方面とも、いろいろ情報も収集しておりまして、当然必要に応じまして警察等とも打ち合わせをさせていただいて、そういった混乱が起きないような形にはおさめていきたいということで、やっておるところでございます。

○**森委員** 私が知っている人の中には、大阪市に対して、使用させるべきではないという意見を発信したという人もいますが、そういう人はどれぐらいいるのですか。あるいはその中で、例えば実力行使するぞ、みたいな意見というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○平澤ダイバーシティ推進室長 今、要望書という形でいただいている例はございませんけれども、件数については何件という把握はできておりませんし、実力行使といった形でも特には聞いてはございません。

○森委員 何件ぐらいというのは全然わからないのですか。それは把握しないものなのですか。

○簗中人権企画課長 ヘイトスピーチに関しまして、私どものほうには条例の内容でありますとか、問い合わせとか、ご要望、いろいろお受けはしています。私どものほうで10件に満たない感じです。

施設管理の所管が、例えば市民交流センターひらのでございましたら市民局施設管理課、東住吉会館でしたら東住吉区役所になりますので、そちらのほうに施設の許可上の問題として声が上がっていると思いますが、具体的な数字までは把握はしておりません。

○森委員 前にも、この会議で申し上げたことがあるかと思いますが、私の知人の在日韓国・朝鮮人の人はおびえています。恐ろしいと感じています。自分のこどもが本名で学校に通うことをとめようとしたら、こどもから逆に、お母さんが私に本名で生きていけと言ったじゃないかと、なぜその親が今そんなことを言うのだと、こどもから逆に言われたと言っています。けれども親としたら怖いと言っているのです。

ですから、この間の答申を、ああいう形で出した、ああいう形でというのは、人権侵害がはっきりあると、今ここで何と言われましたっけ、法律上の専門用語で、今ここで起ころうとしている危険がある場合には阻止することができるという。

○川崎会長 明白かつ現在の危険がある場合は、差しとめできる。

○森委員 それですね。そういう判断に基づいて、やることができるのだということを一方で明確に打ち出した答申でもあると認識しています。で、大阪市が外国人住民に税金をとっているわけですよ。そういう方たちの命や身体、あるいは財産を守るのかどうかということが問われていると思っていて、そのあたりですね、ぜひ、この事態をずっと事実経過として把握されて、何件あったのだということについては即答ができるとか、それは中身がこうこうこういうのであったと分析ができていて、だから私たちはこういう措置をとったのだというふうに、説明できるようにしていただきたいと思っています。

外国籍市民はおびえています、不安を感じています。これにどう応えるかということをお阪市が問われていると思っています。

○平澤ダイバーシティ推進室長 我々といたしましても、当然そういった明白な危険があれば、それは当然、条例上の施設の使用許可を取り消すといった事案にも該当してこようかと思えます。その辺の状況は、日々、施設の管理者等とも連携をとりまし

て情報を把握しておるところでございます。

現にそういった、いわゆる警察等の警備によっても、なお混乱を防止することができないといった事態が予測される場合におきましては、当然条例に従った対応もしていくことになろうかと思えます。これはもう少し状況把握をしながら判断をしていきたいと考えております。

○川崎会長 よろしいですか。

○森委員 私のある知人が言うておりましたのは、この条例制定に向けて、市民の間でかなり大きな動きがあったと。特に生野区の商店街の代表者の方たちが集まって、大阪市に対して意見を発信した。それから、これも生野区だと聞いているのですけれども生野区の町内会、自治会というのですかね、その方たちも意見をまとめて大阪市に対していろんなことを発言したというふうに聞いています。今、先ほど申し上げたのは、在日韓国・朝鮮人の人がという言い方だったのですけれども、大阪に暮らしている日本人のほうも、この動きに対しては非常に重要視しているということは改めてこの場所でも確認するべきではないかなと思っております。以上です。

○平澤ダイバーシティ推進室長 生野区の地域の方々からも要望等をいただいております件は、当然我々も把握しております。それとこのヘイトスピーチに関しましては、こういった条例、あるいは施設の利用につきましては、施設の管理条例に従いまして適切に対応してまいりたいと考えております。

やはりヘイトスピーチを許さないという立場に立ちまして、この条例も制定しておりますので、表現の自由との関係もございまして、厳格に適用していきまして、ヘイトスピーチの抑止に努めてまいりたいと考えております。

○川崎会長 森委員がおっしゃっているのは、多分、ヘイトスピーチをされた団体が申し込みをされているのですよね。だから、その団体というだけでは、なかなか難しいのではないかなと思えます。

○森 それはわかります。

○川崎会長 よろしいでしょうか。時間の関係もありますので。

○森 今、言っていたので改めて言うと、その団体であれ誰であれ、そういうのをこれまでしてきた人たちが、借りるということで集会を打とうとしているのだから、チラシか何か参加者に向けて呼びかけがあると思うのです。その内容等を把握して、こうこうなっていますとか、そのようなことを事実について、結構丁寧に把握していただきたいというのが先ほどの発言の趣旨です。

○川崎会長 よろしいでしょうか。

○平澤ダイバーシティ推進室長 内容につきましては、告知のホームページのあたりは、もう我々も情報を把握しておりまして内容についても把握はさせていただいてお

るところでございます。引き続き詳細の把握には努めてまいります。

○川崎会長 それではもう時間がまいりましたので、本日、ご議論いただきました内容やご意見につきましては、今後、人権行政の取組みを進めるにあたり、十分に反映活用いただけるよう事務局で検討の上、着実に実施を図っていただきたいと思います。

また、検討課題とされました内容につきましては、後日か次回の審議会で、ご報告いただきたいと思います。ありがとうございます。それでは事務局にお返しいたします。

○辻井人権企画課長代理 活発なご議論をいただきましてありがとうございます。次回、本審議会につきましては、平成28年6月ごろの開催を予定させていただいております。追って委員の皆様方には日程調整させていただきますので、何とぞよろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして、第32回大阪市人権施策推進審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。